

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十一号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

（奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正）

第一条 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「九十六万九千円」を「九十六万八千円」に、「八十四万七千円」を「八十四万六千円」に、「七十八万千円」を「七十八万円」に改める。

第八条第一項ただし書中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第二条 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

（知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第三条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和二十二年七月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百二十二万円」を「百二十一万八千円」に、「九十五万千円」を「九十五万円」に改める。

第五条ただし書中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第四条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「

百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

（委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第五条 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第七条第二項中「三万五千二百円」を「三万五千百円」に改める。

別表第一中「五五三、〇〇〇円」を「五五二、〇〇〇円」に改める。

別表第二中「二一一、〇〇〇円」を「二一〇、七〇〇円」に、「一九三、〇〇〇円」を「一九二、八〇〇円」に、「一一、八九〇円」を「一一、八七〇円」に、「二〇一、〇〇〇円」を「二〇〇、七〇〇円」に、「一〇九、五〇〇円」を「一〇九、三〇〇円」に、「一三、七八〇円」を「一三、七六〇円」に改める。

第六条 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（平成二十二年十二月に議員に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成二十二年十二月に議員に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例第八条第一項の規定にかかわらず、県職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額とし、同条第二項中「百分の百三十五」とあるのは、「百分の百五十」とする。